

休館日 月曜日（祝日の場合は開館）
〒205-0003 羽村市緑ヶ丘 1-11-5
☎ 570-0707 FAX 570-6422 ✉ s706000@city.hamura.tokyo.jp
http://www.hamura-tokyo.jp/

■ ギャラリー ■

中根喜七郎氏 寄贈コレクション展Ⅱ

市内に住んでいた中根喜七郎さんから寄贈された作品を展示します。
日 時 1月22日(火)～27日(日)午前10時～午後5時（最終日は午後4時まで）
会 場 展示室
入場料 無料

■ 工 房 ■

パソコン講座 Word 中級

Word 初級講座を受講した方、または同等レベルの知識・技能を有する方を対象とした講座です。少し凝った文書作りの編集技法を学びます。
日 時 2月1日・8日・15日・22日（いずれも金曜日・全4回）午前10時～正午
会 場 講座室2
定 員 15人（申込多数の場合は抽選）
参加費 1,500円（全4回分）
一時保育利用料 1回500円（おやつ代込み）
申込み 1月15日(火)までに、往復はがきに講座名・住所・氏名・年齢・電話番号・一時保育利用の有無（有の場合はお子さんの人数）を記入し、郵送または直接ゆとろぎへ

自然休暇村から

新しい年を迎え、スタッフ一同気持ちを新たに更なるサービスの向上に取り組んでいきます。今年も、皆さんのお越しを心からお待ちしています。

1月のKOYOMI湯

「よもぎとヤーコンの葉の湯」です。

イベント情報

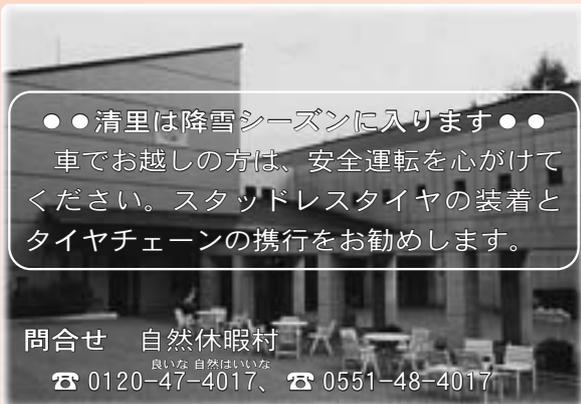
第3回 あなたが決める地酒ランキング

数種類の日本酒の飲み比べを楽しみませんか。ランキング1位、2位の地酒に投票した方の中から、抽選で景品を贈呈します。

期 間 2月9日(土)～3月2日(日)

料 金 1,000円（お通し付き）

※事前に電話で申し込んでください。



●●清里は降雪シーズンに入ります●●
車でお越しの方は、安全運転を心がけてください。スタッドレスタイヤの装着とタイヤチェーンの携行をお勧めします。

問合せ 自然休暇村
☎ 0120-47-4017、☎ 0551-48-4017

犬のしつけ方教室

飼犬との信頼関係を築くためには、犬の特性を知ることや正しいしつけをすることが必要です。

犬を飼っている方、またはこれから犬を飼いたいと考えている方を対象に、正しい犬の飼い方や飼い主のマナーについて専門の講師が講義と実演をします。
※飼犬の同伴はできません。

日 時 1月17日(木)午後2時～4時
会 場 スポーツセンター2階会議室

定 員 30人（先着順）

講 義 狂犬病の知識・しつけのコツ・犬の問題行動を直す方法など

実 演 犬との接し方・号令のかけ方など
※講師が同伴してきた犬による実演です。

申込み・問合せ 1月4日(金)午前8時30分から
電話・Eメールまたは直接環境保全課環境保全係へ
☎ 5205000@city.hamura.tokyo.jp

税制改正による平成20年度個人住民税

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）を受けするには申告が必要です

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の特例措置ができました

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）は、所得税の控除制度ですが、税源移譲に伴い所得税が減少する結果、「住宅ローン控除の限度額が所得税額より大きくなり所得税から控除しきれない」、また「税源移譲前の税制度でも控除しきれなかったが、控除しきれない額が大きくなる」場合は、税源移譲前の所得税において控除できた額と同等の控除が受けられるよう、所得税で控除しきれない部分を住民税から控除する特例措置が設けられました。

対象 平成11年から18年までに入居しており、平成19年以降の所得税で住宅借入金等特別控除の適用がある方（平成19年以降に入居した方は対象となりません）

手続き 特例措置は平成20年度から28年度の住民税で行われ、特例措置を受けるには毎年申告が必要です。
平成20年度住民税で特例措置を受けるには、3月17日（月）までに申告書を提出してください。

■ 所得税の確定申告をしない方（給与所得のみで年末調整が済んでいる方） 1月1日現在在住の市区町村へ申告書を提出してください。

※市では1月4日（金）から課税課窓口で受け付けます。
 ■ 所得税の確定申告をする方 確定申告書と一緒に税務署へ申告書を提出してください。

詳しくは、広報はむら12月1日号または市ホームページをご覧ください。

地震保険料控除ができました

特定の損害保険契約などに係る地震などの損害部分の保険料や掛金（地震保険料）を支払った場合は、平成20年度住民税から一定の金額の所得控除を受けることができます。

※従来の損害保険料控除は廃止となります。

対象となる損害保険契約など

次の(a)、(b)のいずれも満たす契約
 (a) 納税者や納税者と生計を一にしている配偶者その他の親族が所有している居住用家屋、生活用財産を保険や共済の目的とするもの
 (b) 地震、噴火または津波などを原因とする火災、損壊などによる損害の額を補てんする保険金や共済金が支払われるもの

損害保険料控除（旧長期損害保険料控除）の経過措置

短期損害保険料控除は廃止されますが、次のすべてを満たす長期損害保険契約などに係る損害保険料は、経過措置として地震保険料控除の対象となります。

○平成18年12月31日までに締結したもの（保険期間または共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものを除く）

○満期返戻金などのあるもので保険期間または共済期間が10年以上のもの

○平成19年1月1日以後にその損害保険契約などの変更をしていないもの

控除額

■ 地震保険料控除額 年間の支払保険料の1/2の額（上限2万5000円）

■ 旧長期損害保険料控除額（年間の支払保険料の額）
 控除額

○5000円以下⇓年間の支払保険料の額

○5001円～1万5000円以下⇓年間の支払保険料の額×1/2+2500円

○1万5001円～1万円

※地震保険料控除額と旧長期損害保険料控除額の両方がある場合は、合計で2万5000円が上限です。

手続き 支払金額や控除を受けられることを証明する書類を持参し、所得税確定申告または住民税（市・都民税）申告の際に申告してください。

※給与所得の年末調整で控除した場合は、申告の必要はありません。

問合せ 課税課市民税係



税源移譲



拠点回収ボックスでの ペットボトル・白色トレイ・紙パックの出し方

ペットボトル・白色トレイ・紙パックは、拠点回収ボックスで収集しています。
リサイクルを推進するために、正しい方法で出してください。

問合せ 生活環境課生活環境係

ペットボトル



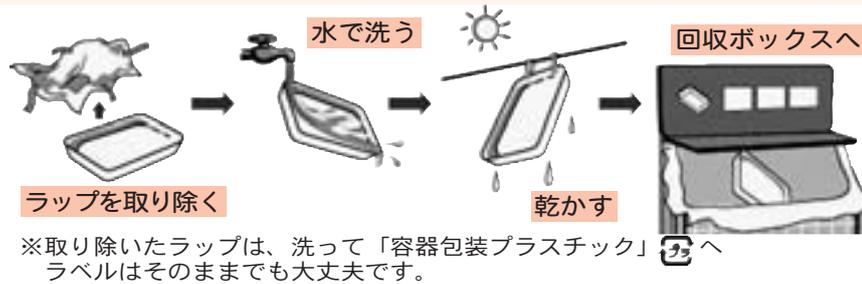
※取り外したキャップとラベルは「容器包装プラスチック」へ

注意

- しょう油やソースの容器など、まぎらわしいものは表示マークを確認してください。
- 取り外しにくいしょう油ボトルの中栓や、キャップを外した後に残るリング、口元の白い部分は、無理に外す必要はありません。

拠点回収ボックスは、回収協力店にご協力をいただいで設置されています。きれいに使いましょう。

白色トレイ

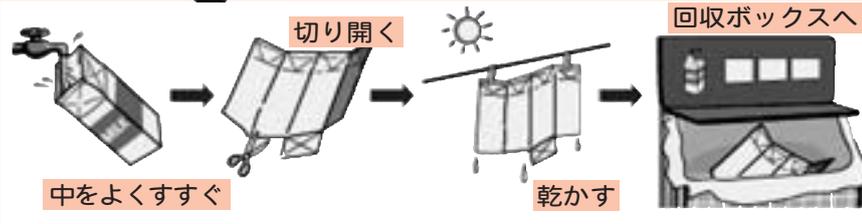


※取り除いたラップは、洗って「容器包装プラスチック」ラベルはそのままでも大丈夫です。

注意

- 「白色トレイ」は、鮮魚、精肉、青果などの販売（小売）に用いられる容器（皿）で、白色のものです。
- 柄入りトレイ、色つきトレイ、納豆の容器は「容器包装プラスチック」へ

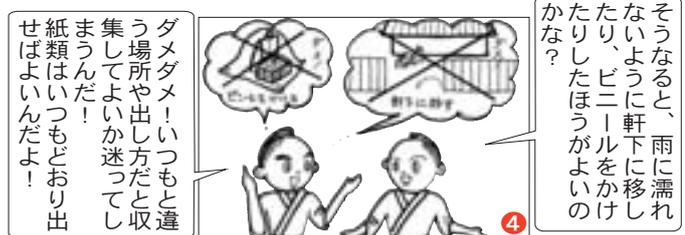
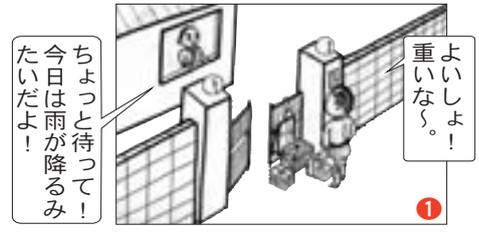
紙パック



注意

- 注ぎ口のついた紙パックは、注ぎ口を切り取り、切り取った注ぎ口は「容器包装プラスチック」へ
- 内側がアルミコーティングされている紙パックは「燃やせるごみ」へ

たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれやってる？ <雨の日の資源ごみAの出し方の巻>



福生警察署管内防犯協会

女性防犯指導員 が新体制でスタート

福生警察署管内防犯協会では、女性防犯指導員を委嘱し、日ごろからさまざまな防犯対策に関する啓発活動を行っています。
 女性防犯指導員は平成19年12月にそれぞれ任期満了を迎え、平成20年1月から新体制で活動をスタートしました。
 地域に密着した防犯活動団体として、市民の皆さんとともに安全で安心な地域をつくりあげていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
 問合せ 生活安全課交通・防犯係

■女性防犯指導員■

町内会・自治会	氏名
1 川崎東	島田和子
2 川崎東	島田良美
3 川崎西	平井ちえ子
4 上水通り	宮崎春江
5 上水通り	阿部光子
6 神明台	志田はつ枝
7 神明台	大住あけみ
8 双葉富士見	石川浩子
9 双葉富士見	竹本ちよの
10 双葉町松原	浅葉喜代子
11 神明台上	橋之口律子
12 神明台上	新田美知子
13 神明台住宅	安藤由美子
14 都宮神明台	川村奈保美
15 本町第二	田中康代
16 東第一	指田和子
17 東第一	岡野美佐子
18 東第二	武井広子
19 東第二	関塚里子
20 清流	大森美恵子
21 清流	伊藤美智江
22 緑ヶ丘第一	原島路子
23 緑ヶ丘第一	高橋満喜子
24 緑ヶ丘第二	浅沼順子

町内会・自治会	氏名
25 緑ヶ丘第二	西尾美樹
26 緑ヶ丘三丁目	荒井夏子
27 緑ヶ丘西	佐藤恵子
28 富士見平第一	横山有子
29 羽村団地	千布晴恵
30 奈賀一	柴田富士子
31 奈賀一	工藤呈子
32 田ノ上第一	原敏子
33 田ノ上第一	吉江洋美
34 田ノ上第一	吉川君子
35 間坂第二	大野知江
36 宮地	北橋則子
37 宮地	加幡民子
38 美原	石田松代
39 美原	橋本ひろ子
40 小作本町	鈴木雅代
41 小作台東	田村向子
42 小作台東	薄井久子
43 小作台西	栗原玉
44 小作台西	清野裕子
45 栄町第一	清水教子
46 栄町第一	下田富美江
47 栄町第二	萩原英子

(敬称略)

動物公園

イベント情報

ネイチャーゲーム

大学生のお兄さん・お姉さんと一緒に、動物や園内の自然についてゲームをしながら楽しく勉強しませんか。気軽に参加してください。

日時 1月20日(日)午後1時～3時

参加費 無料

※別途、入園料がかかります。

問合せ 動物公園 ☎ 579-4041

市税の滞納処分を強化しています

市では、市税など滞納処分のため、制限利息法による法定金利を超過して金銭消費貸借契約を行っていた市税などの滞納者と貸金業者(第三債務者)に対し、滞納していた市税などの徴収のため、不当利得の返還請求権および民法で定められた悪意の受益者が付すべき利息の支払請求権の差押えを執行しました。

制限利息法による法定金利を超過して融資した利息(グレーゾーン金利の過払金)の返還請求は、弁護士などによる例はありますが、自治体が行う例は全国でも少数です。今回のケースでは、約150万円の取立てに成功し、これを滞納した市税に充当したことで滞納額が大幅に減少しました。

市では、滞納処分を強化するため、今後も財産調査・タイヤロック・搜索などを行い、市民の皆さんの税負担の公平性を確保します。

問合せ 納税課納税担当